

運河だより

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
運河出張所発行

千葉県流山市西深井836
電話 04(7152)0102
2014年8月18日【第14号】

▶ 2回目の堤防除草を実施します ~ご協力をお願いします~



国土交通省では、河川堤防の除草を出水期前(5月~6月頃)に1回、台風期前(8月~9月頃)に1回、計2回実施し、堤防の表面が見えるように草丈を低く維持しています。

運河出張所管内では、今年2回目となる河川堤防の除草を下記の予定で実施します。近隣にお住まいの皆様や通行される方々にはご迷惑をお掛け致しますが、ご協力の程よろしくお願ひします。なお、予定時期は天候等により多少前後しますので、ご了承ください。

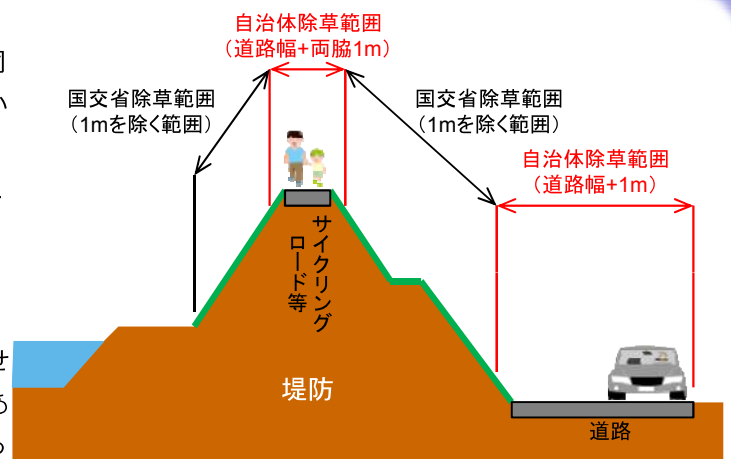
江戸川左岸		
①	野田市東金野井→野田橋	9月第1週
②	野田橋→流山市西深井	9月第2週
利根運河		
③	江戸川合流点→柏大橋	9月第3週
④	柏大橋→運河水門	9月第4週
⑤	運河水門→柏大橋	9月第4,5週
⑥	柏大橋→江戸川合流点	10月第1週
江戸川右岸		
⑦	吉川市三輪野江→玉葉橋	9月第1週
⑧	玉葉橋→吉川市上内川	9月第2週

豆知識

堤防除草の範囲について

堤防は沿川住民の暮らしを洪水から守る大切な施設ですが、同時に、道路やサイクリングロード等の目的で広く一般利用されています。これは、地元自治体が国の許可を受けて道路を整備しているもので、道路の維持管理も地元自治体が行っています(これを「占用」と呼び、河川敷の公園や運動場等も同様です)。

国が占用許可を出す際は、道路やサイクリングロード等の管理者に対して、舗装脇の幅1mまで除草を含む維持管理をお願いします。除草の時期についても、堤防除草と同時期に合わせるよう調整を図っていますが、どうしても調整がつかない場合があります。堤防除草の際に、「堤防の脇を何故刈らないの?」といった問い合わせを受けますが、このような理由があるのです。



イメージ図

▶ ご注意ください！～西深井第一樋管の立入禁止について～

国土交通省では、5月の大型連休前と7月の夏休み前に河川施設の安全利用点検を実施しています。今回、7月に行った点検において、西深井第一樋管(流山市西深井地先)の屋根を支える柱に異常な傾きが確認されました。その後の調査により、直ちに倒壊するような危険性は少ないようですが、今後補修が完了するまで当面の間は立入禁止としますので、ご理解の程よろしくお祈いします。補修の時期等が決定しましたら、今後「運河だより」でもお知らせします。



平成3年より地域の皆様に親しまれておりますが、暫定的に立入禁止としました



支柱の傾きが確認できます

▶ 台風時期に向けた取り組み～係留船調査を実施しました～

船舶を無許可で河川内に係留することは、河川法に違反する違法行為であるとともに、洪水の際に災害の原因となる恐れがあるなど、非常に危険な行為です。そのため、運河出張所では定期的に係留船の調査・指導を行っています。

今回8月6日に調査を実施し、26艘の不法係留を確認しました。不法係留船には、その旨を通知する警告書を船体に貼付し、係留マリーナへの移動を指導しました。前回2月の調査時にもほぼ同数の不法係留を確認しており、横ばい傾向が続いていますが、運河出張所では、引き続き是正指導を行います。



確認された不法係留船の一例



不法係留船には全て警告書を貼付し、是正指導を行いました

▶ 運河出張所管内の工事について

本格的な河川内工事の開始は11月からの予定ですが、それに先駆け請負者との契約が完了している工事をご紹介します。管内2箇所土砂改良工事を実施する他、吉屋地区の堤防整備、今上地区の護岸工事を昨年度に引き続き実施します。各工事の詳細については、次号以降の「運河だより」で随時お知らせします。

工事名	工事箇所	工期
H25江戸川管内土砂改良工事	埼玉県吉川市鍋小路地先	平成26年6月18日～平成27年2月27日
H25江戸川管内土砂改良(その2)工事	千葉県流山市深井新田地先	平成26年6月13日～平成27年2月27日
H25今上地区低水護岸工事	千葉県野田市今上地先	平成26年6月14日～平成27年2月27日
H25吉屋地区堤防整備工事	埼玉県吉川市吉屋地先	平成26年7月28日～平成27年2月27日

♪ あとがき ♪

記録的な降水量により、四国や西日本で大きな被害が発生した台風11号。運河出張所でも、降雨による増水に備え、河川敷の公園管理者に対する設置物の撤去依頼等、事前対策を行いました。結果的にはそれらの対策も空振りに終わりましたが、ホッと胸をなで下ろしました。

江戸川河川情報(QRコード)を利用して降雨状況や水位情報に注意して、早めの判断をお願いします。



QRで江戸川の情報をGet!

江戸川河川事務所のホームページ から河川法第24条、26条、55条などの申請様式がダウンロード(ワード、一太郎、PDF)出来ます。 <URL↓>
<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00112.html>

運河だより
は
ココで入手!

- ① 柏市役所 下水道整備課(分庁舎1)
- ② 流山市役所 河川課カウンター(第三庁舎)
- ③ 野田市役所 管理課カウンター
- ④ 吉川市役所 河川下水道課カウンター(第二庁舎)
- ⑤ 東武野田線 運河駅、梅郷駅、野田市駅
- ⑥ 江戸川河川事務所1F入口
- ⑦ 運河出張所1F入口(利根運河交流館)